

福島市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定による住民監査請求にかかる監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年1月17日

福島市監査委員	佐藤博美
同	佐藤成
同	尾形武
同	丹治誠

第1 請求人

福島市●●●●
●●●●

第2 請求年月日

令和6年11月18日

第3 請求の要旨

1 監査の対象となる市職員 飯坂支所長、観光交流推進室長

2 請求の対象とする行為又は事実

(1) 行為がなされた時期

数十年以上前から現在に至るまでが対象となる。

(2) 行為又は事実の内容

飯坂町財産区から温泉供給を受けている公衆浴場、旅館、ホテル、介護福祉施設、個人等の多くは、数十年以上も前から福島市道路占用規則に違反し、道路占用期間更新許可等の手続きをしていなかった。

このため、請求人は令和3年に温泉管の道路占用料の徴収及び福島市道路占用規則等の法律違反の是正を求める住民監査請求を行ったが、道路占用料の徴収を怠る事実は認められないとして棄却されていた。

しかし、3年経過した令和6年8月現在、道路占用料が免除されている飯坂町財産区の温泉管は、道路占用期間更新許可等の手続きがないまま無届で利用され続けている。

3 対象とする行為又は事実の違法性又は不当性

(1) 福島市による飯坂町財産区の管理に問題あり

旧飯坂町との合併後、新規の道路の縦断占用により道路占用料を徴収されている飯坂町財産区の施設は5件ある。ところが、飯坂町財産区では当該5施設「●●●●●」「●●●●●」「●●●●●」「●●●●●」「●●●●●」の配管図を保存しておらず、現在、道路占用料が免除となっている配管部分と道路占用料を徴収されている配管部分の位置関係が不明となっている。

令和6年11月1日付け6福監第261号の中で、福島市は、福島県に対し「飯坂温泉地区既設配管台帳に示されている配管図は、実際の配管場所を示しているわけではない」と説明している。このため、福島県は、福島市が管理する飯坂町財産区の温泉管について3年経過したにもかかわらず温泉管の正確な埋設位置や口径等を確認することができていない。

福島市が正確な温泉管配管図や道路占用及び河川占用に係る書類を保有せずに飯坂町財産区の管理運営をしていることは重大な問題である。

(2) 福島市による道路占用料の徴収に公平性の問題あり

(事実証明書1・2を参照)

- ① 合併前も合併後も道路占用料を徴収されている個人源泉利用の施設数は5件。
- ② 飯坂町財産区の温泉管で、合併後に新規の道路の縦断占用により道路占用料を徴収されている施設数は8件。
- ③ 飯坂町の時代に道路占用料が免除となっていた飯坂町財産区の温泉管で今後においても免除の取り扱いがされている施設数は43件。
- ④ 公共施設として道路占用料が免除となっている施設数は12件。
- ⑤ 市道占用無しの施設数は8件。

している。

(5) 是正、改善を必要とする措置の内容

(事実証明書4を参照)

福島市は、飯坂町財産区の管理において福島市道路占用規則・福島県道路占用料徴収条例・福島県河川流水占用料等徴収条例に自ら違反しているだけでなく、飯坂町温泉施設の無許可占用を黙認している。

福島市による飯坂町財産区の管理が杜撰であったため、温泉地の振興を目的とした政策的判断により道路占用料が免除されてきた飯坂町の温泉施設は道路法及び河川法に違反したまま無許可占用を続けている。

福島市が飯坂町の温泉に対し、道路法及び河川法に違反する事案を見逃ごしにしてきた原因として、「福島市道路占用料徴収条例第3条」「福島市道路占用料徴収条例施行規則第2条第1項、同項第19号(※令和4年4月1日に第22号へ改正)」の道路占用料の特例規定と「福島市飯坂町協定事項」による「慣行等から占用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件」として道路占用料が免除されていることにある。

したがって、福島市は、道路占用料の徴収の公平性において問題のある「福島市飯坂町協定事項」の13項を撤廃し、慣行で道路占用料が免除されている飯坂町温泉施設の道路占用料を徴収すべきである。

請求者は、福島市による道路法及び河川法に違反する飯坂町財産区の管理運営の是正と福島市が飯坂町温泉施設の無許可占用に対し是正措置を講ずることを求める。

(直接の担当部署 飯坂支所経済建設係と観光交流推進室温泉地振興係)

○請求書に添付された事実証明書

- 1 温泉供給先一覧
- 2 令和元年度 道路占用者及び占用物件一覧表
- 3 福島県職員措置請求に係る監査の結果について (通知)
- 4 福島県職員措置請求書

第4 請求の受理

本件監査請求は、令和6年11月18日に提起され、地方自治法(以下「法」という。)第242条に定める要件を具備するものとして、これを受理した。

は道路法・河川法の違反を是正する意思を示していないことは明らかである。請求者は国土交通省に対し、県と市に是正指示を行うよう要求書を提出している。慣行で道路占用料を免除している不公平な規則を改めることを今後市議会に対しても求めていく所存である。

(2) 提出された新たな証拠 温泉供給先一覧

4 関係職員陳述

本件監査請求について、令和6年12月18日に関係職員から陳述の聴取を行った。

(1) 主な弁明等の内容

① 福島市による飯坂町財産区の管理について

「旧飯坂町との合併後、新規の道路の縦断占用により道路占用料を徴収されている飯坂町財産区の施設は5件ある。」としているが、施設5件は飯坂町財産区が管理する施設ではなく個人施設である。

② 福島市による道路占用料の徴収の公平性について

「合併前から道路占用料を免除されていても合併後に温泉管を新設した場合には占用料が徴収される施設があることから道路占用料の徴収の公平性において、この判断は違法である。」と主張しているが、合併後に新設された温泉管は、福島市道路占用料徴収条例及び施行規則に基づいて占用料の徴収を行っていることから違法ではない。

③ 是正、改善を必要とする措置の内容について

「福島市は、道路占用料の徴収の公平性において問題のある『福島市飯坂町協定事項』の13項を撤廃し、慣行で道路占用料が免除されている飯坂町温泉施設の道路占用料を徴収すべきである。」と主張しているが、令和●年●月●●日の仙台高等裁判所の判決のとおりであり、道路占用料を徴収しないことは違法ではない。

第6 監査結果

本件監査請求については、合議により、次のとおり決定した。

道路占用料の徴収の公平性及び福島県に対する温泉管の無許可占用調査への協力については、これを却下する。

また、本件監査請求のうち、福島市による飯坂町財産区の温泉管の管理及

び道路占用期間更新手続きについては、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

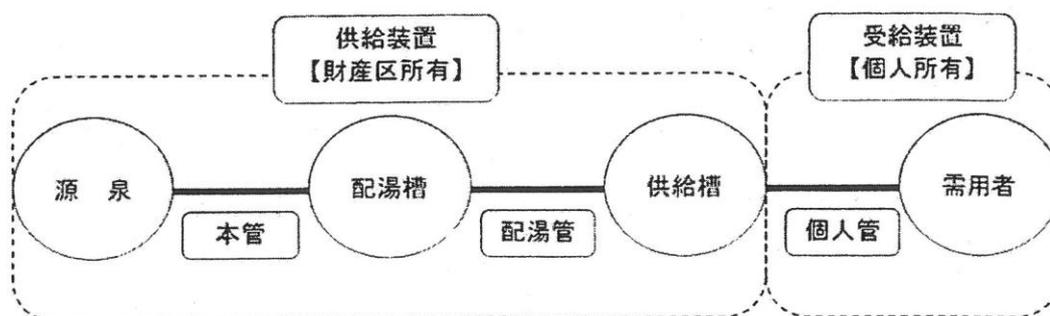
1 監査対象事項に係る主な事実の経過等

(1) 飯坂町財産区の温泉管の管理

飯坂町財産区が所有・管理する温泉管は、下記の温泉供給フロー図のとおり源泉から配湯槽までの本管及び配湯槽から供給槽までの配湯管であり、それらの配管については、飯坂温泉地区既設配管台帳に示されている。

また、飯坂町財産区が管理する供給槽から先の温泉の受給装置までつながる温泉管は、個人所有の個人管になっており、飯坂町財産区で管理する温泉管と個人所有の個人管とは、すみ分けがなされている。

温泉供給フロー図



さらに、個人所有の個人管については、飯坂町財産区温泉供給条例（昭和38年12月26日条例第59号）において次のように定められている。

第4条（用語の定義）

- (2) 受給装置 需用者が温泉の供給を受けるために行なう受給管以降の装置

第6条（工事の施行区分及び工費）

- 2 受給装置は、受給者の負担において受給者が行なうものとする。ただし、設計及び工事については、市長が公認する工事業者（以下「公認工事業者」という。）に施行させなければならない。
- 4 受給装置の位置又は工事及びその管理については、第三者の異議があつても、市はその責を負わないものとする。

第21条（受給装置の管理上の責任）

温泉使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、温泉が汚染し、又は漏水しないように受給装置を管理し、異状があるときはすみやかに市長に届出なければならない。

このことから、個人所有の個人管については、飯坂町財産区ではなく個人が管理するものであると考えられる。

福島市が保管する道路占用許可申請に関する書類についても、福島市文書取扱規程に基づき新規申請の保存期間は10年、更新申請は5年としている。

(2)道路占用料の徴収の公平性

請求者の請求は、令和3年に請求人が行い、市が棄却した住民監査請求と同一の内容を再度請求したものであり、一事不再理の原則に該当するため、却下する。

なお、合併前から道路占用料を免除されているが、合併後に温泉管を新設した場合に道路占用料が徴収されている施設については、福島市道路占用料徴収条例第2条に基づき占用料を徴収している。

また、道路占用料の徴収については、令和●年●月●●日の福島地方裁判所及び令和●年●月●●日の仙台高等裁判所の判決のとおりであり、道路占用料を徴収しないことは違法ではない。

(3)道路占用期間更新手続き

免除されている占用物件の道路占用期間更新の手続きについては、令和3年7月13日付け住民監査請求に基づく監査の結果において、担当部局に対し管理業務の整備と徹底を求める意見を出していた。請求人が令和●年●月●●日に住民訴訟を提起し、その判決が令和●年●月●●日にあった。担当部局では判決後の令和6年1月から更新手続きがなされていない占有者の調査を行っていたことが判明した。令和7年1月には対象者に対する説明会を開催し、令和7年3月中には更新手続きが完了する予定である。

(4)福島県に対する温泉管の無許可占用調査への協力

市が福島県の道路法に基づく温泉管の無許可占用の調査に対して非協力的であったという主張については、市の財務会計上の行為でないため、調査対象外と判断される。

2 監査結果の理由

(1) 飯坂町財産区の温泉管の管理

飯坂町財産区温泉供給条例（昭和38年12月26日条例第59号）において、財産区所有・個人所有の管理についてのすみ分けが明記されている。

飯坂町財産区で管理すべき管は、源泉から供給槽までの配管であり、図面もあり管理されていることが確認できた。これに対し、請求人の主張する5施設の配管図とは供給槽から個人施設までの配管であり、個人所有の個人管であって、飯坂町財産区で所有管理するものではない。

よって、財産の管理を怠る事実にはあらず、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

(2) 道路占用料の徴収の公平性

請求者の請求は、令和3年5月19日付けで請求人が行った住民監査請求と同一の内容を再度請求したものである。同一住民が先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」に該当するため、これを却下する。

(3) 道路占用期間更新手続き

令和6年度中には更新手続きが完了する見込みであり、監査委員からの意見に対する是正措置はなされるものと考えられる。公金の賦課徴収及び財産の管理を怠る事実にはあらず、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

(4) 福島県に対する温泉管の無許可占用調査への協力

市の財務会計上の行為でないため、これを却下する。